平成２８年度　漁港漁場関係工事積算基準　対比表

<table>
<tr><th>掲　載　頁</th><th>現行（旧）</th><th>改定（新）</th><th>コメント</th></tr>
<tr><td>第3章17節
構造物撤去工
3-17-1</td><td>
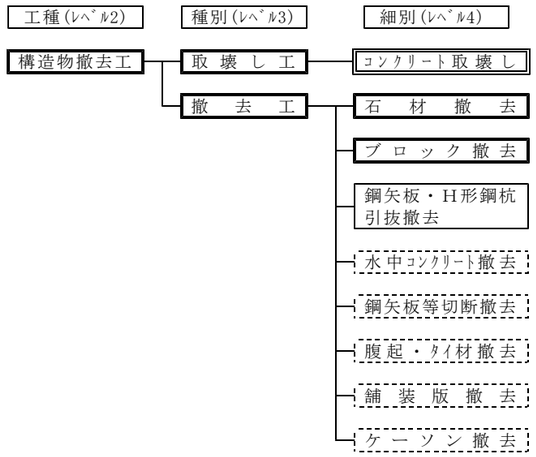

注 ）　：本節で取扱う施工歩掛
：本節で取扱う施工歩掛（施工パッケージ）
：他節を適用する施工歩掛
：施工条件を勘案し別途換算する施工歩掛（未制定歩掛）</td><td>
１－２　積算ツリー
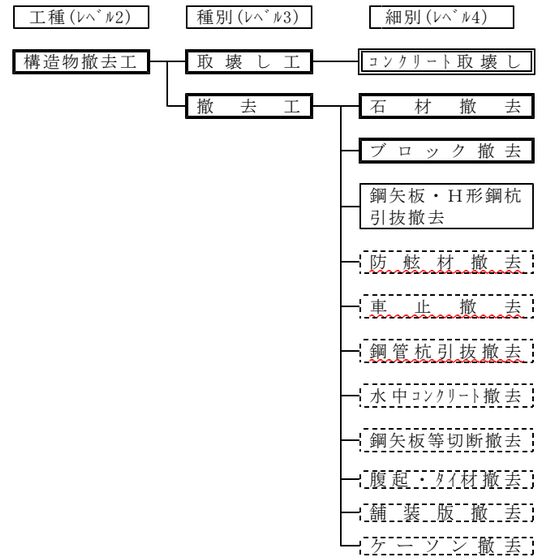

注）　：本節で取扱う施工歩掛
：本節で取扱う施工歩掛（施工パッケージ）
：他節を適用する施工歩掛
：施工条件を勘案し別途換算する施工歩掛（未制定歩掛）</td><td>細別の追加
細別の追加
細別の追加</td></tr>
<tr><td>第3章17節
構造物撤去工
3-17-6</td><td>
コンクリートガラ運搬　代表機労材規格一覧
<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>代表機労材規格</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">機械</td><td>K1</td><td>ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[普通・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ]10t積級</td><td>下記以外の場合</td></tr>
<tr><td>K1</td><td>ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[普通・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 2t積級</td><td>積込工法区分が人力積込及び機械積込（小規模土工）の場合</td></tr>
<tr><td>K2</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">労務</td><td>K3</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>R1</td><td>一般運転手</td><td></td></tr>
<tr><td>R2</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>R3</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">材料</td><td>R4</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>Z1</td><td>軽油 1.2号 ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油</td><td></td></tr>
<tr><td>Z2</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>Z3</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>Z4</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>市場単価</td><td>S</td><td>－</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
コンクリートガラ運搬　代表機労材規格一覧
<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>代表機労材規格</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">機械</td><td>K1</td><td>ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]10t積級</td><td>・下記以外の場合
・タイヤ損耗費及び補修費（良好）を含む</td></tr>
<tr><td>K1</td><td>ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級</td><td>・積込工法区分が人力積込及び機械積込（小規模土工）の場合
・タイヤ損耗費及び補修費（良好）を含む</td></tr>
<tr><td>K2</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">労務</td><td>K3</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>R1</td><td>一般運転手</td><td></td></tr>
<tr><td>R2</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>R3</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">材料</td><td>R4</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>Z1</td><td>軽油 1.2号 ﾊﾟﾄﾛｰﾙ給油</td><td></td></tr>
<tr><td>Z2</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>Z3</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>Z4</td><td>－</td><td></td></tr>
<tr><td>市場単価</td><td>S</td><td>－</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>字句の修正
字句の修正</td></tr>
<tr><td>第3章17節
構造物撤去工
3-17-15</td><td>
３－２－８－２　施工歩掛
１）作業能力
(2) 起重機船等の最大積込個数
起重機船等への最大積込個数は、下記の算定式による。
｛(最大積載質量)÷(ブロック質量)｝×　積載係数(異形ブロック(消波・被覆)0.7、その他ブロック0.8)
(小数１位切捨て)</td><td>
３－２－８－２　施工歩掛
１）作業能力
(2) 起重機船等の最大積込個数
起重機船等への最大積込個数は、下記の算定式による。
なお、起重機船等の最大積載質量は、第2章1節直接工事費の付属資料-１による。
｛(最大積載質量)÷(ブロック質量)｝×　積載係数(異形ブロック(消波・被覆)0.7、その他ブロック0.8)
(小数１位切捨て)</td><td>字句の追加</td></tr>
</table>

平成２８年度　漁港漁場関係工事積算基準　対比表

<table>
<tr><th>掲　載　頁</th><th>現行（旧）</th><th>改定（新）</th><th>コメント</th></tr>
<tr><td>第3章18節
仮設工
3-18-1</td><td>１－２　積算ツリー
 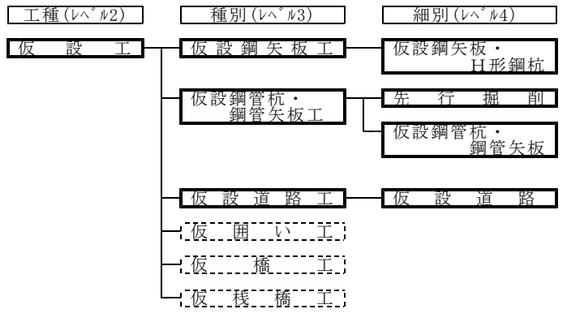

注）　：本節で取扱う施工歩掛
：施工条件を勘案し別途積算する施工歩掛（未制定歩掛）</td><td>１－２　積算ツリー
 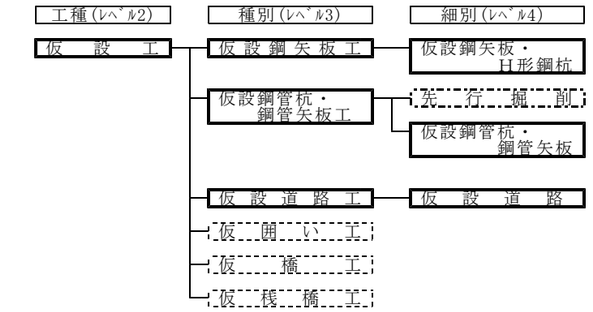

注）　：本節で取扱う施工歩掛
：暫定的に定められた施工歩掛等
：施工条件を勘案し別途積算する施工歩掛（未制定歩掛）</td><td>表記の修正

字句の追加</td></tr>
<tr><td>第3章18節
仮設工
3-18-9</td><td>２－１－５－２　鋼矢板・Ｈ形鋼杭打設・引抜（海上施工）
「本節、参考資料－１　鋼矢板・Ｈ形鋼杭打設・引抜（海上施工）」を適用する。</td><td>削除</td><td>字句の削除</td></tr>
<tr><td>第3章18節
仮設工
3-18-10</td><td>３－１　先行掘削
「本節、参考資料－３　鋼管杭・鋼管矢板の先行掘削」を適用する。</td><td>削除</td><td>字句の削除</td></tr>
<tr><td>回航・えい航費
p38</td><td>(4) 回航用引船の歩掛
回航用引船歩掛表
<table>
<tr><th rowspan="2">規　　格</th><th rowspan="2">燃料消費量
(雑品含む)
ℓ/h</th><th colspan="2">乗　組　員（人）</th><th rowspan="2">摘　　要</th></tr>
<tr><th>高級船員</th><th>普通船員</th></tr>
<tr><td>鋼D　350PS型</td><td>56.5</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　450　〃</td><td>72.8</td><td>2</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　500　〃</td><td>81.0</td><td>2</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　600　〃</td><td>97.0</td><td>2</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　800　〃</td><td>129.4</td><td>2</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　1,000　〃</td><td>161.9</td><td>2</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　1,200　〃</td><td>194.3</td><td>3</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　1,500　〃</td><td>242.7</td><td>3</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　2,000　〃</td><td>323.6</td><td>3</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　2,500　〃</td><td>404.6</td><td>3</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　3,000　〃</td><td>485.5</td><td>4</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　4,000　〃</td><td>647.2</td><td>4</td><td>3</td><td></td></tr>
</table>
(5) 自力回航船舶の燃料消費量
自力回航船舶の運転１時間当りの燃料消費量は、下式による。
自航起重機船；燃料消費量（ℓ／h）＝主機関の定格出力×0.242ℓ／kW･h　（小数２位四捨五入）
ガ　ッ　ト　船；燃料消費量（ℓ／h）＝主機関の定格出力×0.277ℓ／kW･h　（小数２位四捨五入）
揚錨船・引船・押船；燃料消費量（ℓ／h）＝主機関の定格出力×0.220ℓ／kW･h　（小数２位四捨五入）</td><td>(4) 回航用引船の歩掛
回航用引船歩掛表
<table>
<tr><th rowspan="2">規　　格</th><th rowspan="2">燃料消費量
(雑品含む)
ℓ/h</th><th colspan="2">乗　組　員（人）</th><th rowspan="2">摘　　要</th></tr>
<tr><th>高級船員</th><th>普通船員</th></tr>
<tr><td>鋼D　350PS型</td><td>39.8</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　450　〃</td><td>51.3</td><td>2</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　500　〃</td><td>57.0</td><td>2</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　600　〃</td><td>68.4</td><td>2</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　800　〃</td><td>91.1</td><td>2</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　1,000　〃</td><td>114.1</td><td>2</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　1,200　〃</td><td>136.9</td><td>3</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　1,500　〃</td><td>171.0</td><td>3</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　2,000　〃</td><td>228.0</td><td>3</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　2,500　〃</td><td>285.0</td><td>3</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　3,000　〃</td><td>342.1</td><td>4</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>〃　4,000　〃</td><td>456.0</td><td>4</td><td>3</td><td></td></tr>
</table>
(5) 自力回航船舶の燃料消費量
自力回航船舶の運転１時間当りの燃料消費量は、下式による。
自航起重機船；燃料消費量（ℓ／h）＝主機関の定格出力×0.191ℓ／kW･h　（小数２位四捨五入）
ガ　ッ　ト　船；燃料消費量（ℓ／h）＝主機関の定格出力×0.277ℓ／kW･h　（小数２位四捨五入）
揚錨船・引船・押船；燃料消費量（ℓ／h）＝主機関の定格出力×0.155ℓ／kW･h　（小数２位四捨五入）</td><td>数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
率の改定
率の改定</td></tr>
<tr><td>回航・えい航費
p40</td><td>(2) 保険料の算出
保険料＝〔保険金額×｛基本料率×回航距離係数｝〕÷1.08
（｛　｝は小数６位四捨五入、〔　〕は小数１位切捨て、全体は小数１位切捨て）
注）回航保険料は、消費税の課税対象外である。
①保険金額の算出
<table>
<tr><th>対象船舶等</th><th>保　険　金　額</th></tr>
<tr><td>被回航船舶等を指定しない場合</td><td>購入価格×平均残存価格率（0.525）
注）1.購入価格は「船舶および機械器具等の損料算定基準」に定める基礎価格とする。
2.平均残存価格率＝0.95／2＋0.05＝0.525</td></tr>
<tr><td>被回航船舶等を指定する場合</td><td>当該船舶等の残存価格（または帳簿価格）とする。</td></tr>
</table></td><td>(2) 保険料の算出
保険料＝〔保険金額×｛基本料率×回航距離係数｝〕÷1.08
（｛　｝は小数６位四捨五入、〔　〕は小数１位切捨て、全体は小数１位切捨て）
注）回航保険料は、消費税の課税対象外である。
①保険金額の算出
保険金額＝購入価格×平均残存価格率（0.525）
注）1.購入価格は「船舶および機械器具等の損料算定基準」に定める基礎価格とする。
2.平均残存価格率＝0.95／2＋0.05＝0.525</td><td></td></tr>
</table>

平成２８年度　漁港漁場関係工事積算基準　対比表

回航・えい航費 p47

現行（旧）

(3) えい航用引船の歩掛

えい航用引船歩掛表

規格	燃料消費量（雑品含む）（ℓ/h）	乗組員（人） 高級船員	乗組員（人） 普通船員	摘要
鋼D 300 PS型	48.6	1	1	
〃 350 〃	56.5	1	1	
〃 450 〃	72.8	2	1	
〃 500 〃	81.0	2	1	
〃 550 〃	89.1	2	1	
〃 600 〃	97.0	2	1	
〃 700 〃	113.3	2	1	
〃 800 〃	129.4	2	1	
〃 1,000 〃	161.9	2	1	
〃 1,200 〃	194.3	3	1	
〃 1,500 〃	242.7	3	1	
〃 2,000 〃	323.6	3	1	
〃 2,500 〃	404.6	3	2	
〃 3,000 〃	485.5	4	2	
〃 4,000 〃	647.2	4	3	

改定（新）

(3) えい航用引船の歩掛

えい航用引船歩掛表

規格	燃料消費量（雑品含む）（ℓ/h）	乗組員（人） 高級船員	乗組員（人） 普通船員	摘要
鋼D 300 PS型	34.3	1	1	
〃 350 〃	39.8	1	1	
〃 450 〃	51.3	2	1	
〃 500 〃	57.0	2	1	
〃 550 〃	62.8	2	1	
〃 600 〃	68.4	2	1	
〃 700 〃	79.8	2	1	
〃 800 〃	91.1	2	1	
〃 1,000 〃	114.1	2	1	
〃 1,200 〃	136.9	3	1	
〃 1,500 〃	171.0	3	1	
〃 2,000 〃	228.0	3	1	
〃 2,500 〃	285.0	3	2	
〃 3,000 〃	342.1	4	2	
〃 4,000 〃	456.0	4	3	

コメント

数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定
数量の改定

回航・えい航費 p53

現行（旧）

１．被回航船舶総トン数一覧表

被回航船舶	規格	標準形状 (L) (B) (D)	総トン数（t）	摘要
起重機船（非航固定）	鋼DE 300t吊	50.0×22.7×4.1	1,600	
	〃 500〃	60.0×27.3×5.0	2,900	
	〃 1,300〃	79.0×35.9×6.5	6,500	
	〃 2,000〃	88.0×40.0×7.2	8,900	
	〃 2,200〃	90.4×41.1×7.4	9,700	
	〃 3,000〃	100.0×45.5×8.3	13,000	

改定（新）

１．被回航船舶総トン数一覧表

被回航船舶	規格	標準形状 (L) (B) (D)	総トン数（t）	摘要
起重機船（非航固定）	鋼DE 300t吊	50.0×22.7×4.1	1,600	
	〃 500〃	60.0×27.3×5.0	2,900	
	〃 1,400〃	85.0×36.0×6.0	9,400	
	〃 2,000〃	88.0×40.0×7.2	8,900	
	〃 2,200〃	90.4×41.1×7.4	9,700	
	〃 3,000〃	100.0×45.5×8.3	13,000	

コメント

規格の修正

平成２８年度　漁港漁場関係工事積算基準　対比表

<table>
<tr><th>掲　載　頁</th><th>現行（旧）</th><th>改定（新）</th><th>コメント</th></tr>
<tr><td>回航・えい航費
p56</td><td>７．回航保険に伴なう検査料の取扱い

１）非航船検査

非航船　一隻につき
全長　(1) 50m未満　・・・・・ 97,000(円)
(2) 85m 〃　・・・・・139,000(円)
(3)100m 〃　・・・・・185,000(円)
(4)100m以上　・・・・・230,000(円)
50m未満の浚渫船、起重機船等は(2)の料金を計上する。
上記の料金は、（社）日本海事検定協会の基本料金を参考としている。

回航距離　500浬以上10割増
1,500浬以上15割増
2,500浬以上20割増
5,000浬以上30割増
ただし、
イ）特に手数を要する場合は、その程度により上記合計金額の８割以内で割増しすることができる。
ロ）発電バージ、オイルリグ、フローティングドック等の特殊物件は別途見積とする。

２）自航船検査
見積とする。</td><td>削除</td><td>字句の削除</td></tr>
<tr><td>回航・えい航費
p57</td><td>８．回航費の算定における乗組員の旅費算定</td><td>７．回航費の算定における乗組員の旅費算定</td><td></td></tr>
<tr><td>運搬費
p60</td><td>(2) 分解・組立が必要な機械
運搬に際し標準的な分解・組立および輸送費の算定に適用する機械は、下表のとおりとする。

<table>
<tr><th>機　械　区　分</th><th>適　用　建　設　機　械</th></tr>
<tr><td>ブ　ル　ド　ー　ザ</td><td>ブルドーザ（リッパ装置付を含む）
普通21ｔ級以上～63ｔ級以下
湿地20ｔ級以上～28ｔ級以下</td></tr>
<tr><td>バ　ッ　ク　ホ　ウ　系</td><td>バックホウ
山積1.0m³以上～2.1m³以下
（平積0.7以上～1.5m³以下）
油圧クラムシェル・テレスコピック
平積0.4m³以上～0.6m³以下</td></tr>
<tr><td>クローラクレーン系</td><td>クローラクレーン（油圧駆動式、機械駆動式）
吊り能力16t以上～300t以下
クラムシェル　（油圧ロープ式、機械ロープ式）
平積0.6m³以上～3.0m³以下</td></tr>
<tr><td>トラッククレーン</td><td>トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）
オールテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型）
吊り能力80t以上～500t以下</td></tr>
<tr><td>クローラ式杭打機</td><td>ディーゼルハンマ
油圧ハンマ
アースオーガ　（二軸同軸式を含む）
ディーゼルハンマ・アースオーガ併用
モンケン・アースオーガ併用
アースオーガ併用圧入杭打機
アースオーガ中掘機
機械質量　20t以上～150t以下</td></tr>
<tr><td>オールケーシング
掘削機</td><td>オールケーシング掘削機　（クローラ式）
掘削径　2,000mm以下
オールケーシング掘削機　（据置式・全旋回型）
掘削径　2,000mm以下</td></tr>
<tr><td>地　盤　改　良　機　械</td><td>サンドパイル打機
粉体噴射攪拌機（付属器機除く）
深層混合処理機
ペーパードレーン打機
機械質量　20t以上～170t以下</td></tr>
</table>
注）1.深層混合処理機（二軸式90kW×2）は地盤改良機械（機械質量120tを超え170t以下）を適用する。
2.水中バックホウはバックホウ系（山積1.4m3以下）を適用する。</td><td>(2) 分解・組立が必要な機械
運搬に際し標準的な分解・組立および輸送費の算定に適用する機械は、下表のとおりとする。

<table>
<tr><th>機　械　区　分</th><th>適　用　建　設　機　械</th></tr>
<tr><td>ブ　ル　ド　ー　ザ</td><td>ブルドーザ（リッパ装置付を含む）
普通21ｔ級以上～63ｔ級以下
湿地20ｔ級以上～28ｔ級以下</td></tr>
<tr><td>バ　ッ　ク　ホ　ウ　系</td><td>バックホウ
山積1.0m³以上～2.1m³以下
（平積0.7以上～1.5m³以下）
油圧クラムシェル・テレスコピック
平積0.4m³以上～0.6m³以下</td></tr>
<tr><td>クローラクレーン系</td><td>クローラクレーン（油圧駆動式、機械駆動式）
吊り能力16t以上～300t以下
クラムシェル　（油圧ロープ式、機械ロープ式）
平積0.6m³以上～3.0m³以下</td></tr>
<tr><td>トラッククレーン</td><td>トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）
オールテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型）
吊り能力80t以上～550t以下</td></tr>
<tr><td>クローラ式杭打機</td><td>ディーゼルハンマ
油圧ハンマ
アースオーガ　（二軸同軸式を含む）
ディーゼルハンマ・アースオーガ併用
モンケン・アースオーガ併用
アースオーガ併用圧入杭打機
アースオーガ中掘機
機械質量　20t以上～150t以下</td></tr>
<tr><td>オールケーシング
掘削機</td><td>オールケーシング掘削機　（クローラ式）
掘削径　2,000mm以下
オールケーシング掘削機　（据置式・全旋回型）
掘削径　2,000mm以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地　盤　改　良　機　械</td><td>中層混合処理機
機械質量20t以上から120t以下</td></tr>
<tr><td>サンドパイル打機
粉体噴射攪拌機（付属器機除く）
深層混合処理機
ペーパードレーン打機
機械質量　20t以上～180t以下</td></tr>
</table>
注）1.深層混合処理機（二軸式90kW×2）は地盤改良機械（機械質量120tを超え170t以下）を適用する。
2.水中バックホウはバックホウ系（山積1.4m3以下）を適用する。</td><td>規格の改定

規格の追加

規格の改定</td></tr>
</table>

平成２８年度　漁港漁場関係工事積算基準　対比表

掲載頁：運搬費 p61

現行（旧）

２－４－２　施工歩掛

1）使用機械の規格選定

分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

機械区分	規格	分解組立用クレーン 名称	分解組立用クレーン 規格
ブルドーザ バックホウ系 オールケーシング掘削機（クローラ式） 地盤改良機械	前項　表参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型）	25ｔ吊
クローラクレーン系	35ｔ吊以下 （ｸﾗﾑｼｪﾙ平積0.6㎥含む）	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型	25ｔ吊
	80ｔ吊以下 （ｸﾗﾑｼｪﾙ平積2.0㎥以下含む）		
	150ｔ吊以下 （ｸﾗﾑｼｪﾙ平積3.0㎥以下含む）		50ｔ吊
	300ｔ吊以下		
トラッククレーン	前項　表参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型）	50ｔ吊
クローラ式杭打機	質量 60ｔ以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型）	25ｔ吊
	質量100ｔ以下		
	質量150ｔ以下		
オールケーシング掘削機 （据置式・全旋回型）	前項　表参照	クローラクレーン 油圧駆動式	80ｔ吊

注）機械区分「オールケーシング掘削機（据置式・全旋回型）」は、**「第３章　１６節　仮設工、参考資料－３　鋼管杭・鋼管矢板の先行掘削」**による場合に適用し、分解組立用クレーンは本体工事で使用するクローラクレーンを使用するものとする。なお、クローラクレーン（油圧駆動式80t吊）の分解組立輸送費は、本体工事使用時に別途計上すること。

改定（新）

２－４－２　施工歩掛

1）使用機械の規格選定

分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

機械区分		規格	分解組立用クレーン 名称	分解組立用クレーン 規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機（クローラ式）		前項　表参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 第2次基準値）	25ｔ吊
ブルドーザ		21t級以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 第2次基準値）	25t吊
		44t級以下		
		63t級以下		50t吊
地盤改良機械	中層混合処理機	質量60t以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 第2次基準値）	25t吊
		質量120t以下		50t吊
	サンドパイル打設 粉体噴射撹拌機 深層混合処理機 ペーパードレーン打設	質量60t以下		
		質量120t以下		
		質量180t以下		
クローラクレーン系		35ｔ吊以下 （ｸﾗﾑｼｪﾙ平積0.6㎥含む）	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 第2次基準値）	25ｔ吊
		80ｔ吊以下 （ｸﾗﾑｼｪﾙ平積2.0㎥以下含む）		
		150ｔ吊以下 （ｸﾗﾑｼｪﾙ平積3.0㎥以下含む）		50ｔ吊
		300ｔ吊以下		
トラッククレーン		前項　表参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 第2次基準値）	50ｔ吊
クローラ式杭打機		質量 60ｔ以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 第2次基準値）	25ｔ吊
		質量100ｔ以下		
		質量150ｔ以下		
オールケーシング掘削機 （据置式・全旋回型）		前項　表参照	クローラクレーン 油圧駆動式 （排出ガス対策型）	80ｔ吊

注）1.機械区分「オールケーシング掘削機（据置式・全旋回型）」は、**「第３章　１６節　仮設工、参考資料－３　鋼管杭・鋼管矢板の先行掘削」**による場合に適用し、分解組立用クレーンは本体工事で使用するクローラクレーンを使用するものとする。なお、クローラクレーン（油圧駆動式80t吊）の分解組立輸送費は、本体工事使用時に別途計上すること。

2.現場条件により上表により難い場合は、別途考慮する。

コメント

- 表記の修正
- 表記の修正
- 表記の修正
- 表記の修正
- 字句の追加
- 字句の追加
- 字句の追加
- 字句の追加

平成２８年度　漁港漁場関係工事積算基準　対比表

掲載頁	現行（旧）	改定（新）	コメント
運搬費 p62	2）使用機械の運転日数および労務歩掛 分解・組立に使用するクレーンの運転日数と労務歩掛は、下表により算定する。	2）使用機械の運転日数および労務歩掛 分解・組立に使用するクレーンの運転日数と労務歩掛は、下表により算定する。	

現行（旧）

機械区分	規格区分	機械質量区分	労務歩掛 特殊作業員（人）（分解＋組立）	クレーン運転歩掛（日）（分解＋組立）	運搬費等率（%）	雑材料率（%）
ブルドーザ	21t級以下	－	1.5	1.5	191	3
	44t級以下	－	2.5	2.5	184	3
	63t級以下	－	3.8	3.8	188	3
バックホウ系	山積1.4㎥以下（油圧ｸﾗﾑｼｪﾙ・ﾃﾚｽｺﾋﾟｯｸ 0.4㎥以上0.6㎥以下含む）	－	2.7	1.6	297	3
	山積2.1㎥以下	－	3.8	2.3	294	3
クローラクレーン系	35t吊以下（ｸﾗﾑｼｪﾙ平積0.6㎡含む）	－	3.3	1.1	348	5
	80t吊以下（ｸﾗﾑｼｪﾙ平積2.0㎡以下含む）	－	5.0	1.7	354	5
	150t吊以下（ｸﾗﾑｼｪﾙ平積3.0㎡以下含む）	－	12.5	4.2	258	3
	300t吊以下	－	21.9	7.3	258	3
トラッククレーン	120t吊以下	－	2.2	1.5	667	3
	160t吊以下	－	3.5	2.4	673	3
	360t吊以下	－	4.8	3.2	673	3
	500t吊以下	－	8.3	5.5	683	3
クローラ式杭打機	－	60t以下	7.6	2.4	200	3
	－	100t以下	13.1	4.1	200	3
	－	150t以下	19.1	6.0	200	3
ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機（クローラ式）	－	－	3.9	3.4	466	5
ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機（据置式・全旋回型）	－	－	4.9	1.7	448	4
地盤改良機械	－	60t以下	17.8	6.9	104	3
	－	120t以下	48.8	18.9	104	3
	－	170t以下	65.1	25.3	104	3

注）1.上記歩掛は、分解・組立の合計であり、内訳は分解50%、組立50%である。
2.本歩掛には標準的作業に必要な装備品、専用部品は含まれている。
3.運搬費等は、雑材料（ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油）、トラックおよびトレーラによる運搬費〔往復〕（誘導車、誘導員含む）、賃料・損料費（自走による本体の賃料・損料、賃料適用機械（クローラクレーン系、トラッククレーン）の運搬中本体賃料および分解・組立時本体賃料）であり、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。ただし、損料適用機械（クローラクレーン系、トラッククレーン以外）の運搬中本体損料は運搬費等に含まれていないため、運搬中の損料を計上すること。

運搬される重建設機械の運搬中の損料は次式により計上する。
運搬中の損料＝運搬される機械の供用日当り損料（円）×運搬に要する日数（日）
運搬される建設機械の運搬中の供用日当り損料（円）×Ｌ／（輸送速度×８）
Ｌ：運搬距離（km）基地から現場までの片道距離とする。
輸送速度：（30km/ｈ）

4.雑材料は、ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油の費用であり、分解・組立のみを計上する際に適用し、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。
なお、雑材料を適用する場合、本体が賃料適用機械については、別途分解・組立時の賃料を計上すること。

改定（新）

機械区分	規格区分	機械質量区分	労務歩掛 特殊作業員（人）（分解＋組立）	クレーン運転歩掛（日）（分解＋組立）	運搬費等率（%）	雑材料率（%）
ブルドーザ	21t級以下	－	2.8	2.1	134	21
	44t級以下	－	4.6	3.4	132	21
	63t級以下	－	8.4	6.2	90	14
バックホウ系	山積1.4㎥以下（油圧ｸﾗﾑｼｪﾙ・ﾃﾚｽｺﾋﾟｯｸ 0.4㎥以上0.6㎥以下含む）	－	2.7	1.4	216	24
	山積2.1㎥以下	－	4.5	2.3	221	25
クローラクレーン系	35t吊以下（ｸﾗﾑｼｪﾙ平積0.6㎡含む）	－	3.0	0.8	384	22
	80t吊以下（ｸﾗﾑｼｪﾙ平積2.0㎡以下含む）	－	5.5	1.5	375	21
	150t吊以下（ｸﾗﾑｼｪﾙ平積3.0㎡以下含む）	－	11.3	3.1	287	16
	300t吊以下	－	20.5	5.7	286	16
トラッククレーン	120t吊以下	－	4.3	1.5	439	97
	160t吊以下	－	5.7	1.9	454	100
	360t吊以下	－	11.7	4.0	443	97
	550t吊以下	－	20.9	7.1	446	98
クローラ式杭打機	－	60t以下	8.6	2.1	148	2
	－	100t以下	15.5	3.7	149	2
	－	150t以下	23.5	5.6	148	2
ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機（クローラ式）	－	－	3.9	3.4	515	5
ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機（据置式・全旋回型）	－	－	4.9	1.7	483	4
地盤改良機械 中層混合処理機	－	60t以下	16.0	2.4	229	4
	－	120t以下	41.2	6.3	190	3
サンドパイル打機 粉体噴射撹拌機 浅層混合処理機 深層混合処理機 ペーパードレン打機	－	60t以下	16.0	2.4	191	3
		120t以下	41.2	6.3	190	3
		180t以下	64.6	9.9	189	3

注）1.上記歩掛は、分解・組立の合計であり、内訳は分解50%、組立50%である。
2.本歩掛には標準的作業に必要な装備品、専用部品は含まれている。
3.運搬費等には下記の①から⑤の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。
①トラック及びトレーラによる運搬費〔往復〕（誘導車、誘導員含む）
②自走による本体の賃料・損料
③運搬中の本体賃料・損料
④分解・組立時の本体賃料
⑤ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用
4.雑材料は分解・組立のみを計上する際に適用し、下記①～②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
①分解・組立時の本体賃料
②ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用

コメント

数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
数値の改定
字句の修正
字句の削除
字句の修正

平成２８年度　漁港漁場関係工事積算基準　対比表

現行（旧）

第2部2編
測量・調査業務
2-1-9

１－５－５　艤装テスト
音響測深の場合は、測量船への機器取付および動作確認を実施する。

艤装テスト　１式当り

名　　称	形　状　寸　法	単　位	数　量	摘　　要
交　通　車	ライトバン ２ℓ	日	1	運2H／就8H
技　　師	測　　量	人	1	
技　師　補	〃	〃	1	
助　　手	〃	〃	1	
測量船　運転	FRP　D　70PS型	日	1	就業8H
ＧＰＳ		〃	1	損料　注）
音響測深機		〃	1	損料　注）
雑　材　料		％	1	

注）1. 音響測深機の機種の選定は仕様書の定めによる。
2. 測量機器の使用で、従局までの機械運搬が必要な場合は別途計上する。
3. ＧＰＳは、ＤＧＰＳ（海上保安庁中波ビーコン対応）を標準とする。なお、より高い精度を必要とする場合にはＲＴＫＧＰＳ（特定小電力方式）を使用することができる。
損料は以下による。
ＧＰＳおよび音響測深機１日当り損料＝供用１日当り損料×α（供用係数）

第2部2編
測量・調査業務
2-1-10

（参考）各ＧＰＳの測量機器構成

名　　称	測　量　機　器　構　成
ＲＴＫＧＰＳ	陸上基準点１点、移動局１点（ＧＰＳ受信機計２台）
ＤＧＰＳ	陸上基準点１点、移動局１点（ＧＰＳ受信機計１台）

１－５－６　音響測深
(1)海上測位方式
海上測位方式はＧＰＳを標準とする。

第2部2編
測量・調査業務
2-1-11

(7) 代 価 表
音響測深　１日当り（　　km）

名　　称	形　状　寸　法	単位	数量	摘　　要
交　通　車	ライトバン ２ℓ	日	1	運2H／就8H
測量船　運転	FRPD70PS型	〃	1	就業8H
技　　師	測　　量	人	1	指揮
技　師　補	〃	〃	1	データ確認
助　　手	〃	〃	2	機械操作2
ＧＰＳ		日	1	損料　注）
音響測深機		〃	1	損料　注）
雑　材　料		％	2	記録紙、ﾊﾞｯﾃﾘｰ充電料、その他(野帳、測位記録紙等)を含む

注）1. 音響測深機の機種の選定は仕様書の定めによる。
2. 測量機器の使用で、従局までの機械運搬が必要な場合は別途計上する。
3. ＧＰＳは、ＤＧＰＳ（海上保安庁中波ビーコン対応）を標準とする。なお、より高い精度を必要とする場合にはＲＴＫＧＰＳ（特定小電力方式）を使用することができる。
損料は以下による。
ＧＰＳおよび音響測深機１日当り損料＝供用１日当り損料×α（供用係数）

改定（新）

１－５－５　艤装テスト
音響測深の場合は、測量船への機器取付および動作確認を実施する。

艤装テスト　１式当り

名　　称	形　状　寸　法	単　位	数　量	摘　　要
交　通　車	ライトバン ２ℓ	日	1	運2H／就8H
技　　師	測　　量	人	1	
技　師　補	〃	〃	1	
助　　手	〃	〃	1	
測量船　運転	FRP　D　70PS型	日	1	就業8H
ＧＮＳＳ		〃	1	損料　注）
音響測深機		〃	1	損料　注）
雑　材　料		％	1	

注）1. 音響測深機の機種の選定は仕様書の定めによる。
2. 測量機器の使用で、従局までの機械運搬が必要な場合は別途計上する。
3. ＧＮＳＳは、ＤＧＮＳＳ（海上保安庁中波ビーコン対応）を標準とする。なお、より高い精度を必要とする場合にはＲＴＫＧＮＳＳ（特定小電力方式）を使用することができる。
損料は以下による。
ＧＮＳＳおよび音響測深機１日当り損料＝供用１日当り損料×α（供用係数）

（参考）各ＧＮＳＳの測量機器構成

名　　称	測　量　機　器　構　成
ＲＴＫＧＮＳＳ	陸上基準点１点、移動局１点（ＧＮＳＳ受信機計２台）
ＤＧＮＳＳ	陸上基準点１点、移動局１点（ＧＮＳＳ受信機計１台）

１－５－６　音響測深
(1)海上測位方式
海上測位方式はＧＮＳＳを標準とする。

(7) 代 価 表
音響測深　１日当り（　　km）

名　　称	形　状　寸　法	単位	数量	摘　　要
交　通　車	ライトバン ２ℓ	日	1	運2H／就8H
測量船　運転	FRPD70PS型	〃	1	就業8H
技　　師	測　　量	人	1	指揮
技　師　補	〃	〃	1	データ確認
助　　手	〃	〃	2	機械操作2
ＧＮＳＳ		日	1	損料　注）
音響測深機		〃	1	損料　注）
雑　材　料		％	2	記録紙、ﾊﾞｯﾃﾘｰ充電料、その他(野帳、測位記録紙等)を含む

注）1. 音響測深機の機種の選定は仕様書の定めによる。
2. 測量機器の使用で、従局までの機械運搬が必要な場合は別途計上する。
3. ＧＮＳＳは、ＤＧＮＳＳ（海上保安庁中波ビーコン対応）を標準とする。なお、より高い精度を必要とする場合にはＲＴＫＧＮＳＳ（特定小電力方式）を使用することができる。
損料は以下による。
ＧＮＳＳおよび音響測深機１日当り損料＝供用１日当り損料×α（供用係数）

コメント

字句の修正
字句の修正
字句の修正
字句の修正
字句の修正
字句の修正
字句の修正
字句の修正
字句の修正
字句の修正
字句の修正
字句の修正

平成２８年度　漁港漁場関係工事積算基準　対比表

第2部2編 測量・調査業務 2-1-11

現行（旧）

（参考）各ＧＰＳの測量機器構成

名　　称	測　量　機　器　構　成
ＲＴＫＧＰＳ	陸上基準点１点、移動局１点（ＧＰＳ受信機計２台）
ＤＧＰＳ	陸上基準点１点、移動局１点（ＧＰＳ受信機計１台）

改定（新）

（参考）各ＧＮＳＳの測量機器構成

名　　称	測　量　機　器　構　成
ＲＴＫＧＮＳＳ	陸上基準点１点、移動局１点（ＧＮＳＳ受信機計２台）
ＤＧＮＳＳ	陸上基準点１点、移動局１点（ＧＮＳＳ受信機計１台）

コメント

字句の修正
字句の修正
字句の修正

第2部2編 測量・調査業務 2-2-6

現行（旧）

(3) 代 価 表

位置測量　　１日当り　　（陸上　　ｋｍ）（海上　　地点）

名　　称	形　状　寸　法	単　位	数　量		摘　　要
			陸　上	海　上	
交　　通　　車	ライトバン　２ℓ	日	1	1	運2H／就8H
測 量 船　運 転	FRPD　70PS型	〃	－	1	就業8H
技　　師	測　　量	人	1	1	
技　師　補	〃	〃	1	1	
助　　手	〃	〃	2	－	
ＧＰＳ	ＤＧＰＳ	日	－	1	損料　注）
雑　材　料		％	0.5	0.5	

注）ＧＰＳはＤＧＰＳ（海上保安庁中波ビーコン対応）を標準とする。
なお、損料は以下による。

ＧＰＳ１日当り損料＝供用１日当り損料×α（供用係数）

改定（新）

(3) 代 価 表

位置測量　　１日当り　　（陸上　　ｋｍ）（海上　　地点）

名　　称	形　状　寸　法	単　位	数　量		摘　　要
			陸　上	海　上	
交　　通　　車	ライトバン　２ℓ	日	1	1	運2H／就8H
測 量 船　運 転	FRPD　70PS型	〃	－	1	就業8H
技　　師	測　　量	人	1	1	
技　師　補	〃	〃	1	1	
助　　手	〃	〃	2	－	
ＧＮＳＳ	ＤＧＮＳＳ	日	－	1	損料　注）
雑　材　料		％	0.5	0.5	

注）ＧＮＳＳはＤＧＮＳＳ（海上保安庁中波ビーコン対応）を標準とする。
なお、損料は以下による。

ＧＮＳＳ１日当り損料＝供用１日当り損料×α（供用係数）

コメント

字句の修正
字句の修正
字句の修正

第2部2編 測量・調査業務 2-3-8

現行（旧）

(3) 代価表

位置測量　　１日当り（陸上　　ｋｍ）（海上　　地点）

名　　称	形　状　寸　法	単　位	数　量		摘　　要
			陸　上	海　上	
交　　通　　車	ライトバン　２ℓ	日	1	1	運2H／就8H
測 量 船　運 転	FRP　D　70PS型	〃	－	1	就業8H
技　　師	測　　量	人	1	1	
技　師　補	〃	〃	1	1	
助　　手	〃	〃	2	－	
ＧＰＳ	ＤＧＰＳ	日	－	1	損料　注）
雑　材　料		％	0.5	0.5	

注）ＧＰＳはＤＧＰＳ（海上保安庁中波ビーコン対応）を標準とする。
なお、損料は以下による。

ＧＰＳ１日当り損料＝供用１日当り損料×α（供用係数）

改定（新）

(3) 代価表

位置測量　　１日当り（陸上　　ｋｍ）（海上　　地点）

名　　称	形　状　寸　法	単　位	数　量		摘　　要
			陸　上	海　上	
交　　通　　車	ライトバン　２ℓ	日	1	1	運2H／就8H
測 量 船　運 転	FRP　D　70PS型	〃	－	1	就業8H
技　　師	測　　量	人	1	1	
技　師　補	〃	〃	1	1	
助　　手	〃	〃	2	－	
ＧＮＳＳ	ＤＧＮＳＳ	日	－	1	損料　注）
雑　材　料		％	0.5	0.5	

注）ＧＮＳＳはＤＧＮＳＳ（海上保安庁中波ビーコン対応）を標準とする。
なお、損料は以下による。

ＧＮＳＳ１日当り損料＝供用１日当り損料×α（供用係数）

コメント

字句の修正
字句の修正
字句の修正

平成２８年度　漁港漁場関係工事積算基準　対比表

<table>
<tr><th>掲　載　頁</th><th>現行（旧）</th><th>改定（新）</th><th>コメント</th></tr>
<tr><td>第2部2編
測量・調査業務
2-4-4</td><td>１－４－２　磁気探査
なお、海上測位方式はＧＰＳを標準とする。</td><td>１－４－２　磁気探査
なお、海上測位方式はＧＮＳＳを標準とする。</td><td>字句の修正</td></tr>
<tr><td>第2部2編
測量・調査業務
2-4-7</td><td>③代価表
磁気探査　　１日当り（　　km）　　台船よりの吊下げ方式による場合
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>形　状　寸　法</th><th>単位</th><th>数　　量</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>交　通　車</td><td>ライトバン　２ℓ</td><td>日</td><td>1</td><td>運2H／就8H</td></tr>
<tr><td>引　船　運転</td><td>鋼Ｄ　200PS型</td><td>〃</td><td>1</td><td>運6H／就8H</td></tr>
<tr><td>調査台船　運転</td><td>自社船</td><td>〃</td><td>1</td><td>就業8H</td></tr>
<tr><td>磁気探査計</td><td>磁気傾度計５個</td><td>〃</td><td>1</td><td>損料　注）</td></tr>
<tr><td>ＧＰＳ</td><td></td><td>〃</td><td>1</td><td>損料　注）</td></tr>
<tr><td>音響測深機</td><td>1方向</td><td>〃</td><td>1</td><td>損料　注）</td></tr>
<tr><td>主任技師</td><td>設　　計</td><td>人</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>技　師（Ａ）</td><td>〃</td><td>〃</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>技　師（Ｂ）</td><td>〃</td><td>〃</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>技　師</td><td>測　　量</td><td>〃</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>技　師　補</td><td>〃</td><td>〃</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>助　手</td><td>〃</td><td>〃</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>測量補助員</td><td></td><td>〃</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>雑　材　料</td><td></td><td>％</td><td>2</td><td>記録紙、ﾊﾞｯﾃﾘｰ充電料、その他(野帳、測位記録紙等)を含む</td></tr>
</table>
注）1.引船は借上げによる。
2.ＧＰＳは、ＤＧＰＳ（海上保安庁中波ビーコン対応）を標準とする。なお、より高い精度を必要とする場合にはＲＴＫＧＰＳ（特定小電力方式）を使用することができる。
損料は以下による。

観測機器（磁気探査計、ＧＰＳおよび音響測深機）の１日当り損料
＝供用１日当り損料×α（供用係数）

（参考）各ＧＰＳの測量機器構成
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>測　量　機　器　構　成</th></tr>
<tr><td>ＲＴＫＧＰＳ</td><td>陸上基準点１点、移動局１点（ＧＰＳ受信機計２台）</td></tr>
<tr><td>ＤＧＰＳ</td><td>陸上基準点１点、移動局１点（ＧＰＳ受信機計１台）</td></tr>
</table>
3.上記歩掛の内、設計業務技術者の人件費は設計業務費（直接人件費の部分）であり、その他原価の対象とする。</td><td>③代価表
磁気探査　　１日当り（　　km）　　台船よりの吊下げ方式による場合
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>形　状　寸　法</th><th>単位</th><th>数　　量</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>交　通　車</td><td>ライトバン　２ℓ</td><td>日</td><td>1</td><td>運2H／就8H</td></tr>
<tr><td>引　船　運転</td><td>鋼Ｄ　200PS型</td><td>〃</td><td>1</td><td>運6H／就8H</td></tr>
<tr><td>調査台船　運転</td><td>自社船</td><td>〃</td><td>1</td><td>就業8H</td></tr>
<tr><td>磁気探査計</td><td>磁気傾度計５個</td><td>〃</td><td>1</td><td>損料　注）</td></tr>
<tr><td>ＧＮＳＳ</td><td></td><td>〃</td><td>1</td><td>損料　注）</td></tr>
<tr><td>音響測深機</td><td>1方向</td><td>〃</td><td>1</td><td>損料　注）</td></tr>
<tr><td>主任技師</td><td>設　　計</td><td>人</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>技　師（Ａ）</td><td>〃</td><td>〃</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>技　師（Ｂ）</td><td>〃</td><td>〃</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>技　師</td><td>測　　量</td><td>〃</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>技　師　補</td><td>〃</td><td>〃</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>助　手</td><td>〃</td><td>〃</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>測量補助員</td><td></td><td>〃</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>雑　材　料</td><td></td><td>％</td><td>2</td><td>記録紙、ﾊﾞｯﾃﾘｰ充電料、その他(野帳、測位記録紙等)を含む</td></tr>
</table>
注）1.引船は借上げによる。
2.ＧＮＳＳは、ＤＧＮＳＳ（海上保安庁中波ビーコン対応）を標準とする。なお、より高い精度を必要とする場合にはＲＴＫＧＮＳＳ（特定小電力方式）を使用することができる。
損料は以下による。

観測機器（磁気探査計、ＧＮＳＳおよび音響測深機）の１日当り損料
＝供用１日当り損料×α（供用係数）

（参考）各ＧＮＳＳの測量機器構成
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>測　量　機　器　構　成</th></tr>
<tr><td>ＲＴＫＧＮＳＳ</td><td>陸上基準点１点、移動局１点（ＧＮＳＳ受信機計２台）</td></tr>
<tr><td>ＤＧＮＳＳ</td><td>陸上基準点１点、移動局１点（ＧＮＳＳ受信機計１台）</td></tr>
</table>
3.上記歩掛の内、設計業務技術者の人件費は設計業務費（直接人件費の部分）であり、その他原価の対象とする。</td><td>字句の修正
字句の修正
字句の修正
字句の修正
字句の修正
字句の修正
字句の修正</td></tr>
</table>

平成２８年度　漁港漁場関係工事積算基準　対比表

掲　載　頁	現行（旧）	改定（新）	コメント
第2部2編 測量・調査業務 2-6-4	**１－３　波浪観測装置点検** **１－３－１　波浪観測装置点検** 波浪観測装置点検（波高計、波向計）　１ヶ所当り （下表） 注）1.本表の波浪観測装置点検は、原則として海中部センサーを海中部にて点検する場合であり、上記により難い場合は別途考慮する。 2.設置水深は平均水面（Ｍ．Ｓ．Ｌ．）よりの水深とする。 3.波高計および波向計の設置位置が離れている場合（測量および設標を２ヶ所として計上する必要がある場合）には２ヶ所として計上し、同一位置の場合には１ヶ所として計上する。 4.防蝕亜鉛板は、必要枚数を計上する。 5.潜水器具損料は、送気器具損料およびボンベ充填費を含めたものである。	**１－３　波浪観測装置点検** **１－３－１　波浪観測装置点検** 波浪観測装置点検（波高計、波向計）　１ヶ所当り （下表） 注）1.本表の波浪観測装置点検は、原則として海中部センサーを海中部にて点検する場合であり、上記により難い場合は別途考慮する。 2.設置水深は平均水面（Ｍ．Ｓ．Ｌ．）よりの水深とする。 3.波高計および波向計の設置位置が離れている場合（測量および設標を２ヶ所として計上する必要がある場合）には２ヶ所として計上し、同一位置の場合には１ヶ所として計上する。 4.防蝕亜鉛板は、必要枚数を計上する。 5.潜水器具損料は、送気器具損料およびボンベ充填費を含めたものである。 6.水深-40m以深の点検については別途考慮する。	標記の修正 字句の追加
	１－３－２　波向計方位確認 波向計方位確認　１ヶ所当り （下表） 注）1.潜水器具損料は、送気器具損料およびボンベ充填費を含めたものである。 2.雑材料は、方位測定器の損料を含む。	**１－３－２　波向計方位確認** 波向計方位確認　１ヶ所当り （下表） 注）1.潜水器具損料は、送気器具損料およびボンベ充填費を含めたものである。 2.雑材料は、方位測定器の損料を含む。 3.水深-40m以深の方位確認については別途考慮する。	 字句の追加
	１－３－３　ケーブル点検 汀線部より観測地点までのケーブル露出状況等の点検作業を行う。 ケーブル点検　１ヶ所当り （下表） 注）潜水器具損料は、送気器具損料およびボンベ充填費を含めたものである。	**１－３－３　ケーブル点検** 汀線部より観測地点までのケーブル露出状況等の点検作業を行う。 ケーブル点検　１ヶ所当り （下表） 注）1.潜水器具損料は、送気器具損料およびボンベ充填費を含めたものである。 2.水深-40m以深の点検については別途考慮する。	 字句の修正 字句の追加

波浪観測装置点検（波高計、波向計）　１ヶ所当り

名　称	形状寸法	単位	数量 波浪観測装置 -30m未満	数量 波浪観測装置 -30m以深 -40m未満	数量 波浪観測装置 -40m以深	摘　要
潜　水　士	ダイバー	人	2.0	3.0	4.0	潜水器具損料を含む
潜水士補助員	〃	〃	2.0	3.0	4.0	潜水器具損料を含む
上廻り員		〃	0.5	0.5	0.5	
技　師	測　量	〃	0.5	0.5	0.5	
技師補	〃	〃	0.5	0.5	0.5	
防蝕亜鉛板		枚				
雑　材　料		％	1.0	1.0	1.0	

波浪観測装置点検（波高計、波向計）　１ヶ所当り

名　称	形状寸法	単位	数量 波浪観測装置 -30m未満	数量 波浪観測装置 -30m以深 -40m未満	摘　要
潜　水　士	ダイバー	人	2.0	3.0	潜水器具損料を含む
潜水士補助員	〃	〃	2.0	3.0	潜水器具損料を含む
上廻り員		〃	0.5	0.5	
技　師	測　量	〃	0.5	0.5	
技師補	〃	〃	0.5	0.5	
防蝕亜鉛板		枚			
雑　材　料		％	1.0	1.0	

波向計方位確認　１ヶ所当り

名　称	形状寸法	単　位	数　量	摘　要

ケーブル点検　１ヶ所当り

名　称	形状寸法	単　位	数　量	摘　要

平成２８年度　漁港漁場関係工事積算基準　対比表

現行（旧）

第2部3編
土質調査業務
p107

別表第１

直接調査費＋間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下		7,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
率又は変数値	52.0%	335.58	-0.135	29.3%

対象額が100万円を超え7,000万円以下の場合の算定式

$Z = A \cdot Y^{b}$

ただし、　Ｚ：諸経費率（単位：％）
Ｙ：直接調査費＋間接調査費（単位：円）
Ａ、ｂ：変数値

注）諸経費率（Ｚ）の値は、小数２位を四捨五入して小数１位止めとする。

第2部3編
土質調査業務
3-1-5

(2) 代価表

位置測量　１日当り（陸上　km）（海上　地点）

名称	形状寸法	単位	数量 陸上 トランシット	数量 海上 トランシット	数量 海上 トータルステーション	数量 海上 ＧＰＳ	摘要
交通車	ライトバン ２ℓ	日	1	1	1	1	運2H／就8H
測量船運転	FRPD 70PS型	〃	－	1	1	1	就業 8H
地質調査技師		人	1	1	1	1	
主任地質調査員		〃	1	1	1	1	
地質調査員		〃	2	2	2	2	
トータルステーション	20秒読み	日	－	－	1	－	損料　注）
ＧＰＳ		〃	－	－	－	1	損料　注）
雑材料		%	0.5	0.5	0.5	0.5	

注）1. 測量位置が陸上基準点から3㎞未満の場合はトランシットによるものとする。
2. ＧＰＳは、ＤＧＰＳ（海上保安庁中波ビーコン対応）を標準とする。なお、より高い精度を必要とする場合にはＲＴＫＧＰＳ（特定小電力方式）を使用することができる。
損料は以下による。

トータルステーションまたはＧＰＳ１日当り損料＝供用１日当り損料×α（供用係数）

（参考）各ＧＰＳの測量機器構成

名称	測量機器構成
ＲＴＫＧＰＳ	陸上基準点１点、移動局１点（ＧＰＳ受信機計２台）
ＤＧＰＳ	陸上基準点１点、移動局１点（ＧＰＳ受信機計１台）

改定（新）

別表第１

直接調査費＋間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下		7,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		A	b	
率又は変数値	57.2%	300.01	-0.12	34.3%

対象額が100万円を超え7,000万円以下の場合の算定式

$Z = A \cdot Y^{b}$

ただし、　Ｚ：諸経費率（単位：％）
Ｙ：直接調査費＋間接調査費（単位：円）
Ａ、ｂ：変数値

注）諸経費率（Ｚ）の値は、小数２位を四捨五入して小数１位止めとする。

(2) 代価表

位置測量　１日当り（陸上　km）（海上　地点）

名称	形状寸法	単位	数量 陸上 トランシット	数量 海上 トランシット	数量 海上 トータルステーション	数量 海上 GNSS	摘要
交通車	ライトバン ２ℓ	日	1	1	1	1	運2H／就8H
測量船運転	FRPD 70PS型	〃	－	1	1	1	就業 8H
地質調査技師		人	1	1	1	1	
主任地質調査員		〃	1	1	1	1	
地質調査員		〃	2	2	2	2	
トータルステーション	20秒読み	日	－	－	1	－	損料　注）
ＧＮＳＳ		〃	－	－	－	1	損料　注）
雑材料		%	0.5	0.5	0.5	0.5	

注）1. 測量位置が陸上基準点から3㎞未満の場合はトランシットによるものとする。
2. ＧＮＳＳは、ＤＧＮＳＳ（海上保安庁中波ビーコン対応）を標準とする。なお、より高い精度を必要とする場合にはＲＴＫＧＮＳＳ（特定小電力方式）を使用することができる。
損料は以下による。

トータルステーションまたはＧＮＳＳ１日当り損料＝供用１日当り損料×α（供用係数）

（参考）各ＧＮＳＳの測量機器構成

名称	測量機器構成
ＲＴＫＧＮＳＳ	陸上基準点１点、移動局１点（ＧＮＳＳ受信機計２台）
ＤＧＮＳＳ	陸上基準点１点、移動局１点（ＧＮＳＳ受信機計１台）

コメント

率の改定

字句の修正

字句の修正

字句の修正
字句の修正

字句の修正

字句の修正

字句の修正

字句の修正